

協議第 23 号

都市建設関係事業について（その 2）

都市建設関係事業について承認を求める。

平成 21 年 3 月 31 日 提出

熊本市・植木町合併協議会会長 幸 山 政 史

都市建設関係事業について

- 1 都市建設関係事業のうち土地区画整理事業について、植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。
また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。

平成 21 年 4 月 20 日

原案承認

・ 修正承認 ・ 継続審議

合併協議協議項目一覧(23 都市建設関係事業)

協議番号	協 議 項 目	部会名	提 案	承認・継続	備 考
建設関係事業の取扱い					
1	里道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	私道の整備	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
都市計画の取扱い					
1	土地区画整理事業	都市建設部会	第5回		
下水道事業の取扱い					
1	下水道計画	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
2	下水道使用料	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
3	受益者負担金	都市建設部会	第3回	第4回 承認	
交通関係事業の取扱い					
1	地方バス	都市建設部会	事務局		
2	乗合タクシー運行補助金	都市建設部会	事務局		
3	市道の整備(交通安全施設)	都市建設部会	事務局		
4	道路照明灯の整備	都市建設部会	事務局		
5	国道3号植木バイパス期成会負担金	都市建設部会	事務局		
建設関係事業の取扱い					
1	河川の維持管理	都市建設部会	事務局		
2	砂防対策(県砂防事業負担金)	都市建設部会	事務局		
3	河川占用料	都市建設部会	事務局		
4	河川整備計画	都市建設部会	事務局		
5	河川災害関連	都市建設部会	事務局		
6	雨水浸透枡設置費助成	都市建設部会	事務局		
7	河川関係負担金	都市建設部会	事務局		
8	道路位置指定	都市建設部会	事務局		
9	建築確認事務	都市建設部会	事務局		
10	建築指導行政	都市建設部会	事務局		
11	やさしいまちづくり事業	都市建設部会	事務局		
12	建築物耐震改修促進計画	都市建設部会	事務局		
13	アスベスト改修型優良建築物等整備事業	都市建設部会	事務局		
14	市(町)営住宅使用料の算定	都市建設部会	次回以降		
15	市(町)営住宅建設計画	都市建設部会	事務局		
16	市(町)営住宅管理人報酬	都市建設部会	事務局		
17	市(町)営住宅修繕(計画修繕・一般修繕)	都市建設部会	事務局		
18	市(町)営住宅駐車場の整備・管理	都市建設部会	事務局		
19	市(町)営住宅近傍同種家賃	都市建設部会	事務局		
20	町営住宅入居者選考委員会	都市建設部会	事務局		
21	市(町)営住宅例規	都市建設部会	事務局		
22	市(町)営住宅図面	都市建設部会	事務局		
23	市(町)営住宅使用料全般	都市建設部会	事務局		
24	市(町)営住宅納入通知書	都市建設部会	事務局		
25	市(町)営住宅OCR現年度	都市建設部会	事務局		
26	市(町)営住宅OCR過年度	都市建設部会	事務局		
27	市(町)営住宅使用料滞納共通全般	都市建設部会	事務局		
28	市(町)営住宅納入誓約書	都市建設部会	事務局		
29	市(町)営住宅使用料督促	都市建設部会	事務局		
30	市(町)営住宅徴収日誌	都市建設部会	事務局		
31	市(町)営住宅明渡し訴訟全般	都市建設部会	事務局		
32	市(町)営住宅家賃収入補助金関係	都市建設部会	事務局		

33	市(町)営住宅各種申請書	都市建設部会	事務局		
34	市(町)営住宅明渡し届	都市建設部会	事務局		
35	市(町)営住宅修繕管理台帳	都市建設部会	事務局		
36	市(町)営住宅苦情処理	都市建設部会	事務局		
37	市(町)営住宅団地業務委託全般	都市建設部会	事務局		
38	市(町)営住宅駐車場使用料収納事務	都市建設部会	事務局		
39	市(町)営住宅財産管理	都市建設部会	事務局		
40	新規道路の認定	都市建設部会	事務局		
41	道路占用料	都市建設部会	事務局		
42	市道の整備(各種事業計画に基づく)	都市建設部会	事務局		
43	道路台帳	都市建設部会	事務局		
44	道路の維持管理	都市建設部会	事務局		
45	用途廃止・払い下げ	都市建設部会	事務局		
46	市道の整備(新設・改良)	都市建設部会	事務局		
47	(道路)補助・負担・交付等の事務	都市建設部会	事務局		
48	(道路)道路用地未登記部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
49	(道路)道路後退による後退部分の取扱い	都市建設部会	事務局		
50	官民境界	都市建設部会	事務局		
51	用地取得基準	都市建設部会	事務局		
52	九州地区用地対策連合会負担金	都市建設部会	事務局		
都市計画の取扱い					
1	公園管理	都市建設部会	事務局		
2	公園使用料	都市建設部会	事務局		
3	児童遊園地、チビッコ広場	都市建設部会	事務局		
4	公園愛護会支援事業	都市建設部会	事務局		
5	公園維持管理事業	都市建設部会	事務局		
6	公園整備事業	都市建設部会	事務局		
7	公園県事業負担金	都市建設部会	事務局		
8	都市計画審議会委員	都市建設部会	事務局		
9	地区計画運用基準	都市建設部会	事務局		
10	集落内開発制度運用基準	都市建設部会	事務局		
11	中心市街地活性化基本計画の推進	都市建設部会	事務局		
下水道事業の取扱い					
1	水洗便所改造資金の貸付及び助成	都市建設部会	事務局		
2	施設の保守、運転管理	都市建設部会	事務局		
3	排水設備工事店の指定及び登録	都市建設部会	事務局		
4	下水道台帳	都市建設部会	事務局		
5	汚水処理(し尿処理)事業の取り扱い	都市建設部会	事務局		

熊本市・植木町合併協議会 事務事業調査票

作業部会名： 都市建設部会

協議項目	都市計画	小項目名	1 土地区画整理事業
協議内容	・現在、両市町で着手している事業の取扱いについて ・また、植木町の施行区域（計画区域）において着手されていない未着手部分の取扱いについて		
合併協議会協議結果（調整方針）	植木土地区画整理施行区域（計画区域）のうち着手部分（植木中央土地区画整理施行地区）については、現行制度を存続する。また、未着手部分については、区域の再編・事業手法の見直しを含む総合的計画調査を新市において行った上で整備する。		

制 度 比 較		
	熊 本 市	植 木 町
市町別内容	○現在市で施行している「熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業」に関して、以下のように条例などを制定して施行している。 ①熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理事業施行条例 ②熊本都市計画事業熊本駅西土地区画整理審議会規則 ※ 地 区 名：熊本駅西地区 施 行 者：熊本市 施行面積：18.1ha 施行期間：平成13年度（12月10日）～平成28年度 事業費：約258億円	○植木土地区画整理施行区域（計画区域） 施行区域 90.8ha ○植木中央土地区画整理施行地区（認可地区） 現在町で施行している「植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業」に関して、以下のように規程などを制定して施行している。 ①植木都市計画事業植木中央土地区画整理事業施行規程 ②植木都市計画事業植木中央土地区画審議会会議規則 ※ 地 区 名：植木中央地区 施 行 者：植木町 施行面積：17.5ha 施行期間：平成11年度～平成30年度 事業費：147億4,700万円
相違点と課題	・施行区域90.8haのうち73.3haが未着手である。	